



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係民事判決全件調査(令和3年)
Author(s)	谷川, 和幸
Citation	知的財産法政策学研究, 71, 29-63
Issue Date	2025-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98473
Type	departmental bulletin paper
File Information	71-02-Tanikawa.pdf



東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係 民事判決全件調査(令和3年)

谷 川 和 幸

1. はじめに

前稿まで¹⁾に引き続き、本稿では令和3年中に東京・大阪以外の地方裁判所で判決によって終局した知的財産権関係民事事件²⁾の判決(以下単に「知財判決」という)を全件調査した結果を報告する。

前稿までで明らかにしたとおり、東京・大阪以外の地方裁判所の知財判決が裁判所ウェブサイトに掲載される割合は極めて低い。令和3年についていえば、本稿で紹介する21件の判決のうち裁判所ウェブサイトに掲載されているものはわずか1件である。このほか商用データベースに掲載されているものが5件あるが、その余の15件はいずれにも掲載されていない未公開判決となっている。筆者はこのような未公開判決の中にも法的に重要な判断をしたものが埋もれているのではないかと考え、最高裁判所事務総局を通じて事件番号リストを入手し、各地の地方裁判所で訴訟記録の閲覧(民事訴訟法91条)をすることにより、未公開判決の調査を行ってきた。

本稿では令和3年の1年間を対象に、裁判所ウェブサイト掲載判決1件、商用データベース掲載判決5件及び未公開判決15件の計21件について、事案の概要と判旨を、簡単なコメントとともに紹介する。

¹ 谷川和幸「知的財産権関係民事判決の公開状況について―東京・大阪以外の地方裁判所の令和元年知財判決全件調査―」知的財産法政策学研究 65号(2022年)1頁及び同「東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係民事判決全件調査(令和2年)」知的財産法政策学研究 68号(2023年)31頁。

² ワ号事件を指す。したがって行政事件や地方裁判所の控訴事件などは含まない。

2. 令和3年の知財判決の紹介

(1) 概要

令和3年の1年間に全国の地方裁判所で判決によって終局した知的財産権関係民事事件は、事件番号単位で241件存在する³。次の表は裁判所ごとの既済事件数、裁判所ウェブサイトでの公開数(いずれも事件番号単位)及び公開率をまとめたものである。

《表1》地方裁判所ごとの既済事件数、公開数及び公開率(令和3年)

裁判所名	既済事件数	裁判所ウェブサイトでの公開数	公開率
東京地裁本庁	178	158	88.8%
横浜地裁本庁	1	0	0%
さいたま地裁本庁	3	0	0%
千葉地裁本庁	1	0	0%
前橋地裁本庁	1	0	0%
静岡地裁本庁	1	0	0%
大阪地裁本庁	40	39	97.5%
京都地裁本庁	5	1	20%
神戸地裁本庁	1	0	0%
名古屋地裁本庁	1	0	0%
津地裁本庁	1	0	0%
山口地裁下関支部	1	0	0%
福岡地裁本庁	2	0	0%
那覇地裁本庁	1	0	0%
札幌地裁本庁	3	0	0%
高松地裁本庁	1	0	0%
合計	241	198	82.2%
(うち東京・大阪以外)	23	1	4.3%

³ 最高裁判所事務総局行政局「令和3年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」法曹時報74巻10号(2022年)2284頁は246件としており、多少の差がある。最高裁判所が年度でカウントしている(論稿のタイトルからしてそのように推測される)のに対して本稿が暦年でカウントしていることに由来する差かと考えて、手元のデータから令和3年度のを抽出して数え直してみたが、なお数件の誤差が残った。おそらく筆者が最高裁判所から情報提供を受けた後に元データが更新されたものと思われる。

全体での公開率は8割を超えているが、東京・大阪以外の地方裁判所に限れば4.3%と極めて低い。前稿までで明らかにしてきたとおり、東京・大阪ではほぼ全件公開が実現されているのに対し⁴、それ以外では広く報道された事件を除き基本的に公開されないという二極化が起きている。この傾向は令和3年についても同様である。

筆者が最高裁判所事務総局から提供を受けた事件番号リストに基づけば、令和3年の東京・大阪以外の地方裁判所の知財判決は事件番号単位では23件存在するが、1件は本稿では取り上げず⁵、また2件の事件が併合されて1通の判決書で処理されているものがあることから、本稿で取り上げる判決の数としては21件となる。

以下に紹介する21判決の内訳を、そこで問題となった知的財産の種類と本稿における紹介番号を含めて整理すると、次表のとおりである。

⁴ もっとも、裁判所ウェブサイトで一度は公開されたものの、後になって同サイトから削除された判決がいくつも存在する（例えば東京地判平成25年11月29日 LEX/DB 25446287、東京地判平成28年3月18日 LEX/DB 25447865、東京地判平成28年6月8日 LEX/DB 25448004、知財高判平成30年8月8日 LEX/DB 25449623、東京地判令和3年9月29日 LEX/DB 25571813 など。LEX/DBは出典としていずれも「裁判所ウェブサイト」を挙げるが、実際には削除されており見当たらない）。これは平成19年には既に指摘されていた問題であるが（<https://facta.co.jp/article/200702052.html> 参照）、その後も改善されていない。裁判所ウェブサイトから判決を削除する場合、その判断に至った理由を記載した文書が作成されることはないとのことであり、情報公開・個人情報保護審査委員会もこの運用にお墨付きを与えたことで（令和6年度（情）答申第12号「東京地方裁判所における特定事件の判決文が裁判所ウェブサイトから削除された経緯がわかる記録の不開示判断（不存在）に関する件」参照）、削除経緯について事後的に検証をする途が閉ざされている。

⁵ 被告が公衆向けに提供していたホームページ公開代理サービスを利用していた原告が、被告が同サービスの提供を終了したことが債務不履行に当たる等として損害賠償を請求した事案。裁判所は、期限の定めのない契約については契約相手方の合理的な期待を裏切り不合理な不利益を与えるような場合でなければ終了は許されるとし、被告が1年以上前からサービス提供終了を告知していた本件では債務不履行に当たらない等として請求を棄却した（津地裁令和3年7月19日判決）。知財判決とは言い難いため本稿では取り上げない。

《表2》東京地裁及び大阪地裁以外の地方裁判所の令和3年知財判決の内訳

裁判所名	件数	知的財産の種類	本稿での番号
横浜地裁本庁	1	著作権	【11】
さいたま地裁本庁	3	不正競争(営業秘密) 1件 著作権 2件	【2】 【4】【14】
千葉地裁本庁	1	商標権	【15】
前橋地裁本庁	1	著作権	【5】
静岡地裁本庁	1	商標権	【19】
京都地裁本庁	4	著作権 3件 商標権 1件	【7】【8】【13】 【17】
神戸地裁本庁	1	意匠権	【21】
名古屋地裁本庁	1	商標権	【18】
山口地裁下関支部	1	商標権	【20】
福岡地裁本庁	2	著作権 2件	【10】【12】
那覇地裁本庁	1	商標権	【16】
札幌地裁本庁	3	不正競争(商品等表示) 1件 不正競争(営業秘密) 1件 著作権 1件	【1】 【3】 【9】
高松地裁本庁	1	著作権	【6】

著作権が問題となった事件が11件と最も多い。しかも昨年までとは異なり、発信者情報開示請求事件は1件も含まれていなかった⁶。次に商標権(6件)、不正競争(3件)、意匠権(1件)と続く。

⁶ これは筆者が最高裁判所から提供を受けた時点での事件番号リストに含まれていなかったというだけであり、このリストが全国の知財関連発信者情報開示請求事件を完全に網羅できているかには疑いがある。実際、商用データベースを検索したところ、名古屋地判令和3年1月28日2021WLJPCA01286005や千葉地判令和3年10月6日2021WLJPCA10066009が漏れていることが判明した(いずれもBitTorrentの事案)。ところで最高裁判所がどのようにして全国の裁判所から知財事件の情報を集めているのかというと、それは令和2年3月13日付け行政局第一課長事務連絡「行政・国賠・労働・知財事件に関する報告について」に基づく。これによれば、全国の地方裁判所又は高等裁判所において受理又は終局した知的財産権関係民事通常訴訟(具体的には「著作権に関する請求」等と列举されている)の第一審事件及び控訴事件並びに知的財産権関係審決取消訴訟事件について、当該裁判所から最高裁判所事務総局行政局に対して受理報告及び終局報告がなされることになっている。その別紙様式第12「受理報告シート【知的財産権関係民事通常訴訟事件・第一審用】」には、庁名、事件番号、受理年月日を記載する欄に加えて、事件の種類(特許、実用新案、意匠、商標、著作権(プログラムを除く)、著

不正競争については、周知表示混同惹起行為を認めつつ、それに基づく損害の発生が認められないとして請求を棄却した事案が目を惹く（【1】番）。著作権については、他社の広告を掲載するプラットフォームのようなウェブサイトの運営者について過失を否定したもの（【8】番）や、まとめサイトが著作権法47条の5第1項2号にいう「情報解析」に該当しないとしたもの（【9】番）、「X社代表取締役A」の名義で送付した電子メールが受け手によって無断公表された事案で職務著作の成否が問題となったもの（【14】番）など、オンライン上の無断利用の事案が目立つ。商標権については結合商標の類否判断に関する事案が2件ある（【17】【18】番）。

以下では、裁判所ウェブサイト掲載判決1件（【13】番）と商用データベース掲載判決5件（【2】【4】【5】【7】【15】番）も含めた全21件につき、未公開判決（15件）を中心に全件紹介する。なお前稿までと同様、[判旨]として紹介している内容のうち、カギカッコで括った数行程度の短い文章は判決文の重要部分に限って書き写したものであるが、それ以外の部

作権（プログラム）、不正競争（営業秘密かその他か）、その他の知的財産に関する権利・利益）と訴訟の類型（差止請求のみ、差止請求及び損害賠償請求、損害賠償請求のみ、その他）を選択する欄が設けられている。行政局による概況（前掲注3）に記載されている知的財産の種類ごとの事件数は、この受理報告等に基づくものであろう。そして、ある事件が知財事件（例：「著作権に関する請求」）としてこれらの報告の対象となるか否かは各裁判所の判断によるものと思われるところ、知財関連発信者情報開示請求事件については、これを報告する裁判所としない裁判所とが混在しているのではないかと推測される（名古屋地裁についていえば、令和5年終局の同種事件が後に入手した事件番号リストに含まれている一方、令和4年及び6年終局のものは含まれないなど、取り扱いが一定しない。なお令和5年と6年の事件はどちらも民事第9部のものなので、同一裁判部の中でさえ統一されていないことがうかがえる）。知的財産権に関わる発信者情報開示請求事件や発信者情報開示命令異議事件が急増していること（特に令和5年以降、著作権・著作隣接権関係の事件の約半数を占めるに至っていることにつき、谷川和幸「BitTorrentに関する発信者情報開示請求訴訟の動向」NBL 1293号（2025年）91頁参照）に鑑みると、行政局は（知的財産権に関わる「発チ」号事件も含めて）これらの事件類型を明記して明確化するように上記事務連絡及び別紙様式を改訂したうえで、独立に集計した数値を概況において紹介すべき時期に来ているように思われる。

分は閲覧の際のメモに基づいて筆者が再構成したものであり、必ずしも判決文の言い回しそのものではないことに注意されたい。また、当事者名は法人も含めて全てXやYといった仮名にしたが、その他の固有名詞や標章を全て仮名化しているわけではない。これは例えば商標の類否が問題となっている事案において当該商標まで仮名にすると判決の紹介として意味を成さなくなってしまうためである(裁判所ウェブサイトにおいて公開されている判決においても、このような固有名詞や標章まで仮名化されているわけではない)。

(2) 不正競争防止法に関する事件(3件)

まずは不正競争防止法に関する事件から、不正競争の類型ごとに、判決年月日順に紹介する。

(2-1) 周知表示混同惹起行為(1号)

【1】札幌地裁令和3年12月27日判決(損害賠償等請求事件)

〔事案の概要〕

原告X1社は平成27年の設立以降、札幌市内において甲(仮名)という名称で本件ライブハウスを運営していた。原告X2はX1の一人株主である。被告Y2はX1の設立時から平成30年9月30日まで、X1の代表取締役であった者である。

X2による売上金の管理や経費処理に疑念を抱いた代表取締役Y2は、一人株主であるX2の意思とは無関係に、X1による本件ライブハウスの運営を停止した。その頃X2も、本件ライブハウスの運営を継続する余力がないことから、事業休止を検討していた。

そこでY2は新しく被告Y1社を設立し(代表取締役及び一人株主はY2)、平成30年9月30日をもってX1の代表取締役を辞任した(その後、X2がX1の代表取締役に就任した)。同年10月以降、Yらは本件ライブハウスと同一の場所で、そこにX1によって設置されていた音響機材等を用いて甲の名称でライブハウスの運営を開始した。Yらは同年末まで甲の名称の使用を続けたが、平成31年1月1日、ウェブサイト、甲が店舗名を乙(仮名)に改称してスタートする旨の告知をするとともに、同年2月頃まで、「乙(ex. 甲)」というTwitterアカウント名の使用を継続した。

X1はYらが本件ライブハウスと同一の場所で同一の名称(甲)を用いてライブハウスを運営したことが不正競争(営業主体混同惹起行為)に当たるとして損害賠償を請求した。またX2はYらによるライブハウスの「乗っ取り」が共同不法行為に当たるとして、X1の清算価値相当額の損害賠償を請求した(その他の請求も併合されているが、省略する)。

〔判旨〕 X1の請求を棄却、X2の請求を一部認容

1. X1の請求について

裁判所は、「ライブハウスの商品等表示(営業表示)としての周知性は、ライブハウス事業の性質上、一定の地域的範囲内の需要者に広く認識されていれば足りるものと解される」としたうえで、甲という本件ライブハウスの名称は、平成27年にX1による運営が開始された頃から継続して使用されており、平成30年10月当時は、少なくとも札幌市内の需要者の間には広く認識されていたと認定した。そのため、Yらが甲の名称を使用してライブハウス事業を行ったことや、ウェブサイトで甲が店舗名を乙に改称してスタートする旨の告知をしたこと、Twitterで「乙(ex. 甲)」というアカウント名を使用したことは、いずれもX1の営業と混同を生じさせるもので、不正競争防止法2条1項1号の不正競争に当たるとされた。

しかし、「同号の不正競争行為に当たる行為がされたとしても、当該商品等表示に係る商品等主体が損害賠償を請求し得るのは、当該不正競争行為によって『営業上の利益を侵害』された場合に、それによって生じた損害についてのみであるところ」、同法5条2項は被侵害者が侵害行為によって損害を被ったことまで推定するものではない。X1はY2によって平成30年9月30日までに本件ライブハウスの運営を停止させられていたのであるから、X1が同年10月以降、甲という名称の本件ライブハウスの運営をできないことによって損害を被ったとしても、「それは、X1が本件ライブハウスの運営から本来得られるはずであった利益を得る機会を奪われたことによる損害であって、営業主体の混同惹起行為という本件不正競争行為によって損害を被ったものとは認めがたい」。また同条3項についても、甲の名称に周知性はあっても著名性があつたとまでは認められず、そのような著名性のない営業表示をライブハウスの運営のた

めに使用する行為について、「受けるべき金銭」があるとは証拠上認め難い。

裁判所は以上のように述べて、X1 が不正競争行為によって損害を被ったものと認めることはできないとして、X1 の請求を棄却した。

2. X2 の請求について

上記のとおり、X1 の損害は営業主体の混同惹起行為によるものではなく、代表取締役Y2 が一人株主X2 の意思とは無関係に本件ライブハウスの運営を停止し、その従業員や取引先、本件ライブハウスに設置されていた音響機材等をY1 に引き継がせたことによるものである。X1 は当時、本件ライブハウスを運営することを唯一の事業としていたものであるから、Y2 による上記行為によって、事実上、廃業を余儀なくされた。Yらによるこのような会社棄損行為はX2 に対する共同不法行為に当たる。そこで裁判所はX1 の清算価値を算定し、これに弁護士費用相当額を加えた限度でX2 の請求を認容した(確定)。

〔コメント〕

旧運営会社の代表取締役であった者が新運営会社を設立して同一場所で同一名称のライブハウスを運営した行為が周知表示混同惹起行為に当たるとされたが、その頃旧運営会社はライブハウス運営を停止していたことから、不正競争行為と相当因果関係のある損害の発生は認められないとされた事案である。

他方、この「乗っ取り」は会社棄損行為に当たるとして、一人株主であるX2 に対する不法行為の成立は認められている。

(2-2) 営業秘密(4～10号)

【2】さいたま地裁令和3年4月28日判決(損害賠償請求事件)

商用データベースに掲載されている判決であり(D1-Law28321300、判例秘書 L07651538)、簡単な紹介にとどめる。

原告Xが、Xの元従業員である被告Y1 がXを退職するに当たり、Xの営業秘密である仕入先情報を不正の手段により取得し、Y1 が設立し代表取締役を務める被告Y2 社において使用したことが不正競争防止法2条1

項4号又は7号に違反する等と主張し、Y2については、上記仕入先情報を使用したことが同項5号又は8号に違反すると主張して、損害賠償を請求した事案である。

裁判所は仕入先情報が営業秘密に当たると認め、Y1につき同項4号の、Y2につき同項5号の不正競争が成立するとして損害賠償請求を一部認容した。これに対しYらが控訴したところ、控訴審(知財高判令和3年11月25日裁判所Web(令和3年(ネ)第10054号等))は原判決を変更し、損害額を減額した。

【3】札幌地裁令和3年12月22日判決(損害賠償請求事件)

〔事案の概要〕

複数の請求があるが、不正競争防止法に関するもののみを取り上げる。原告X社は自社発行コインについての連鎖販売業(特定商取引法33条。いわゆるマルチ商法)を行っていた者であり、その会員名簿を保有している。Xは被告Y社との間で、暗号資産のマイニングに用いるコンピュータをX会員に対して販売することをあっせんする仲介業務に関する業務委託契約を締結した。

Yはこの契約の範囲を超えて、X会員に対し、追加のコンピュータの販売を行った。そこでXが、Yが不正の利益を得る目的で営業秘密である会員名簿を使用したことが不正競争防止法2条1項7号の不正競争に当たると主張して、損害賠償を請求した。

〔判旨〕請求棄却

裁判所は、Y自身もXと取引を始める以前から連鎖販売業を行っていたので、元来Yが有していた情報を用いて追加のコンピュータを販売したに過ぎないと解する余地があり、Xの営業秘密を使用して追加のコンピュータを販売したと認めるに足りる的確な証拠はないとして、Xの請求を棄却した(確定)。

〔コメント〕

営業情報である営業秘密の「使用」の立証が不十分とされた事例である。

ところでXは平成 29 年に特定商取引法違反(氏名等不明示、不実告知及び概要書面不交付)を理由に消費者庁から連鎖販売取引停止命令の行政処分を受けている。そのような違法な手段で収集した会員名簿が営業秘密としての法的保護に値するのかが問題となり得るところであるが、この点は争点となっておらず、裁判所も特に言及していない。

(3) 著作権法に関する事件(11 件)

次に著作権法に関する事件を判決年月日順に紹介する。

【4】さいたま地裁令和 3 年 2 月 24 日判決(損害賠償請求事件)

商用データベースに掲載されている判決であり(判例秘書 L07651108)、簡単な紹介にとどめる。

被告Y社は月刊誌を発行する出版社であり、原告Xはその読者である。同誌には読者投稿欄があり、Xはそこに投稿文を投稿した。Yがこの投稿文を改変して同誌に掲載したことから、Xは、同一性保持権の侵害を主張して損害賠償を請求した。

裁判所は、創作的に表現された思想又は感情に影響を与えない限度での手直しをYが行うことについては投稿者の同意が認められるとしつつも、本件の改変態様はこの範囲を超えるものであるとした。もっとも、Xからの抗議を受けてYの編集長が謝罪メールを送信し、また同誌の後の号に謝罪文が掲載されていることなどから、Xの損害は填補されており、さらに賠償されるべき損害があるとはいえないとして、損害賠償請求を棄却した。

これに対しXが控訴したところ、控訴審(知財高判令和 3 年 10 月 7 日裁判所 Web(令和 3 年(ネ)第 10034 号))は原判決を変更し、10 万円の限度で請求を一部認容した。

読者投稿欄に投稿文書を掲載する際に許容される手直しの範囲が問題となった事例である。原判決、控訴審判決ともに同一性保持権侵害を肯定しているが、謝罪文掲載等によって損害が慰謝されていると見るかどうかについての判断が分かれたものである。

【5】前橋地裁令和3年2月26日判決（使用差止等請求事件）

商用データベースに掲載されている判決であり（D1-Law28301263、2021WLJPCA02266021、判例秘書 L07651184）、簡単な紹介にとどめる。

被告Y市は旧A町及びその近隣の市町村の合併により新設された地方公共団体である。旧A町は本件文学館を設置・開館し、現在はYが同館の管理・運営を行っている。原告Xは旧A町の事務吏員に採用され、学芸員として勤務していた者である。Xは、本件文学館の常設展示室の壁面に設置されているパネルや同室に設置されている展示ケース内の展示物等について、Xが著作者であることの確認や、公開の差止め及び損害賠償等を請求した。

裁判所は、上記パネル等が編集著作物に当たり、Xがこれらを創作したと認定しつつ、職務著作の成立を認め、Xが著作者であると認められないとして請求を棄却した。これに対しXが控訴したが、控訴審（知財高判令和3年6月29日裁判所 Web（令和3年（ネ）第10027号））はXの控訴を棄却し、追加請求も棄却した（最高裁の上告棄却・不受理決定により確定⁷）。

職務著作の成否が問題となった事案である。なお本判決で言及されているとおりXY間には前訴がある（前橋地判平成17年1月28日2005WLJPCA01286006）。これに加え、本判決後にも2件の後訴があり（東京地判令和4年11月10日裁判所 Web（令和4年（ワ）第4676号）及び知財高判令和5年6月13日裁判所 Web（令和4年（ネ）第10120号）並びに東京地判令和6年12月23日裁判所 Web（令和6年（ワ）第70126号）及び知財高判令和7年7月9日裁判所 Web（令和7年（ネ）第10016号））、それぞれで問題となっている著作物に違いがある。各判決相互で既判力が及ぶ範囲については各判決の判示を参照。

【6】高松地裁令和3年5月21日判決（損害賠償等請求事件）

〔事案の概要〕

死刑判決が確定して拘置所に収容中の原告X（【7】番の原告と同じ）は、

⁷ 最三決令和3年11月9日LEX/DB25592715（令和3年（オ）第1225号、令和3年（受）第1505号）。

2 点の美術作品(本件各作品)の著作者である。

被告 Y は公益財団法人であり、文化・芸術関連の助成事業として、毎年公募を行い財団の目的に資する事業に対して資金的な助成を行っている。訴外 A は死刑囚が描いた絵画等を展示する企画展を開催したほか、本件各作品を掲載した本件書籍を発行した。これらは Y の助成を受けたものであった。

X は、A が本件各作品のタイトルを改変して本件書籍に無断で掲載したこと等が X の著作権及び著作者人格権の侵害に当たり、Y はそれを不正に助成したとして、Y に対し損害賠償等を請求した。

〔判旨〕請求棄却

裁判所は、Y がタイトルの改変等を行ったわけではなく、また仮に A が X の著作権及び著作者人格権を侵害する行為を行っていたとしても、Y にその予見可能性や結果回避義務があったとは認められないから、Y が A に助成をしたことをもって不法行為責任を負うことはないと判示して、請求を棄却した。

これに対し X が控訴したが、高松高裁(令和 4 年 4 月 15 日判決)は控訴を棄却した(上告却下により確定)。

【7】京都地裁令和 3 年 6 月 8 日判決(損害賠償請求事件)

商用データベースに掲載されている判決であり(D1-Law28292610、判例秘書 L07650814)、簡単な紹介にとどめる。

死刑判決が確定して拘置所に収容中の原告 X (【6】番の原告と同じ)は、題号が「国家殺人」とであると主張する絵画(本件絵画)の著作者である。宗教法人である被告 Y は展覧会を開催し、そこで本件絵画を展示した。また同展覧会のチラシに本件絵画を掲載するとともに、そのタイトルを「国家と殺人」と記載した。X は、Y によるこれらの行為が著作権(展示権、複製権)及び著作者人格権(同一性保持権)侵害に当たると主張して、損害賠償を請求した。

裁判所は、本件絵画は X が訴外 D 基金の「死刑囚の表現展」に応募するために D 基金に送付したものであり、その募集要項によれば所有権は D 基金に帰属すると認定したうえで、Y は所有者である D 基金から本件

絵画を借り受けて展示したのであるから展示権の侵害には当たらない（著作権法45条1項）と判断した。またチラシへの複製掲載についても、D基金がXから少なくとも黙示的に再許諾権の付与を受けていたと認められるとした。最後にチラシに題号を「国家と殺人」と記載した点については、Yの職員がD基金から提供を受けた2種類の作品リストに「国家殺人」と「国家と殺人」というそれぞれ異なる題号が記載されていたところ、Yの職員はD基金が関与する出版物や他の展覧会での扱いを確認し、「国家と殺人」が正しいと判断したのであり、その判断に過失があったとはいえないとして、Xの請求をいずれも棄却した。

【8】京都地裁令和3年9月7日判決（損害賠償等請求事件、著作権侵害による損害賠償請求事件）

〔事案の概要〕

原告X社はエステティックサロンの経営等を目的とする会社であり、頭皮ケア施術を行っている。その代表取締役であるAは、顧客の白髪及び頭皮の状況をCCDカメラで撮影した2枚の写真（本件写真）をXのウェブサイトに掲載し、これを白髪の改善例として紹介した。

被告Y1社は白髪対策を謳ったサプリメント（本件サプリメント）を販売しているところ、その宣伝のため、Xに無断で本件写真を使用した広告（本件広告）を作成した。その際、本件写真に写る頭髮の一部につき、白色から灰色に変更するなどの改変を行った。Y1はインターネットへの掲載のため、本件広告を被告Y2社に提出した。Y2は他社の広告を掲載するニュースサイトを開設・運営しており、同サイトに本件広告を掲載した。

そこでXが、職務著作が成立することを前提に、Yらに対して、著作権（複製権、公衆送信権）及び著作者人格権（同一性保持権）侵害を主張して、損害賠償を請求した（Xのウェブサイト上での記載によって信用を毀損されたとしてY1がXとAに対して損害賠償を請求した別訴も併合されているが、省略する）。

〔判旨〕 Y1に対する請求を一部認容、Y2に対する請求を棄却

裁判所は、本件写真には一定程度の創意工夫が認められるから著作物

に該当し、職務著作としてXが著作権及び著作者人格権を有するとの判断を前提に、Y1が本件広告を作成する際に頭髪の色等を変更したことが同一性保持権の侵害に、Y1がY2に本件広告を提出してニュースサイトに掲載させたことが複製権及び公衆送信権の侵害に当たると認めた。

損害額として、まずライセンス料相当額を同種写真の料金表を参照して2枚で2万円と算定した。Xは、本件写真が本件サプリメントの売上に貢献していることを考慮して加算すべきであると主張したが、裁判所は、本件広告には本件写真以外にも多岐にわたる表現が含まれており、「これら多数の記載内容が一体となって、顧客を誘引していたものと認められ、顧客を誘引するための記載の一部に本件写真が用いられているとはいえ、そうした多岐にわたる記載の中で本件写真がどれほどの効果ないし影響を有するものであったかは明らかではないし、Xが主張するほどの効果を有するものであったとは認め難い」としてこの主張を排斥した。次に慰謝料額については、頭髪の状態という事実を記録する本件写真の著作物性の程度は高いとはいえないことや改変の程度が重大とまではいえないことなどを踏まえて、1万円とした。これらに弁護士費用を加えた限度でY1に対する請求を認容した。

一方、Y2の責任については、Y2のウェブサイトには美容健康等に関する複数の広告が掲載されていたと推認されるところ、このような全ての広告内容について著作権侵害等の有無を調査確認することは容易ではなく、Y2は「逐一調査確認するまでの義務を負っていたとは認められない。また本件広告や本件写真の内容等から著作権侵害の事実を具体的に予見することも困難と認められるから」過失は認められないと判示して、Y2に対する請求を棄却した(控訴後和解)。

〔コメント〕

頭皮を撮影した写真について著作物性を肯定し、Y1に対するライセンス料相当額その他の損害賠償請求を認容した判決であるが、一方でY2の過失を否定している点が注目される。Y2のウェブサイトがどのようなものかは明らかではないが、裁判所はこれを単なる場の提供(一種のプラットフォーム)と捉えたのであろう。新聞社は広告内容の真実性について原

則として調査確認義務を負わないとした最判平成元年9月19日集民157号601頁を連想させる判断となっている。

【9】札幌地裁令和3年9月29日判決（損害賠償請求事件）

〔事案の概要〕

原告Xは那覇市街を航空機上から撮影した写真（本件写真）を撮影し、自らが管理するウェブサイトに掲載して公開していた。本件写真は、何者かにより、海外に設置された画像投稿サイト「Imgur」（本件複製元サイト）に複製・保存されていたところ、何者かが、電子掲示板サイト「5ちゃんねる」（本件匿名掲示板サイト）において、本件複製元サイト上の本件写真の画像ファイルのURLを記載した投稿（本件投稿）をした。

本件投稿は「秋田県って田舎なんやろな」「それではこちらをご覧ください」等と題する本件匿名掲示板サイトのスレッドにおいて、「すまんがこれが那覇や 秋田とかワンパン」という文章とともに3枚の画像のURLを投稿するものであり、そのうちの1枚が本件写真である。

被告Yは、プログラムを用いて本件匿名掲示板サイト等から自動的に収集した掲載内容等を転載するなどした、いわゆるまとめサイト（被告サイト）を運営している。このプログラムは本件投稿を含むスレッドの投稿を収集し、本件複製元サイトに保存されていた本件写真を被告サイトのサーバに複製するとともに（この画像ファイルのURLが「被告サイト②」と呼ばれている）、当該スレッドをまとめた記事（このウェブページのURLが「被告サイト①」と呼ばれている）において本件匿名掲示板サイトから一連の投稿を抜き出すなどして転載し、その中で、本件投稿の本件写真のURLが記載されていた部分に、被告サイト②に複製した本件写真の画像をインラインリンクの方法で掲載した。

Xは、被告サイトにサーバを提供する訴外会社に対する発信者情報開示請求に基づいてYの身元を特定し⁸、Yに対し、著作権（複製権、公衆送信権）侵害等を理由に損害賠償を請求した。

Yは、電子掲示板サイトの大量の投稿等のデータを電子計算機で自動

⁸ この発信者情報開示請求事件の判決については、前稿（令和2年）21頁の【10】番を参照。

収集し、テキストや画像の重要度の採点・解析、フォントの変更、読みやすくするための並び替えなど、ユーザーが情報を閲覧しやすい形式に再構築して提供した行為は著作権法 47 条の 5 第 1 項 2 号の「情報解析」に該当し、本件写真はそのような再構築された情報の提供のために低い解像度で表示されたものであるから軽微利用に該当すると反論した。

〔判旨〕 請求一部認容⁹

「Y は、本件写真の被告サイト①及び②への掲載が著作権法 47 条の 5 第 1 項 2 号所定の行為に該当する旨主張する。

しかし、前提事実、証拠(……)及び弁論の全趣旨によれば、Y による本件写真の被告サイト①及び②への複製及び掲載は、いわゆるまとめサイトである被告サイト①に本件匿名掲示板サイトから特定の範囲の投稿を転載する中で行われたものであり、投稿の取捨選択や並び替え等の一定程度の改変は加えているものの、転載元の本件匿名掲示板サイトと基本的に同様の内容を提供するものに過ぎず、本件写真の複製、転載に至っては、本件複製元サイトの画像を複製(いわゆるデッドコピー)して掲載した上(被告サイト②)、本件投稿の転載時に当該複製画像をそのまま掲載したもの(被告サイト①)と認められる。このようなウェブサイトの転載行為や著作物の利用が、『電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する』行為にも、これに付随する著作物の利用にも該当しないことは明らかであり、本件写真を被告サイト①及び②に掲載したことが著作権法 47 条の 5 第 1 項 2 号の定める行為に当たるとは認められない。」

裁判所は以上のように述べて Y の反論を排斥し、利用料相当額の損害賠償請求を認容した(確定)。

〔コメント〕

著作権法 47 条の 5 第 1 項 2 号は昨今の生成 AI をめぐる議論でも注目を集めている規定であり、本件はその適用の可否が争われたおそらく最初の

⁹ この判決については判決文の写しを入手できたことから、判決文を長めに引用して紹介する。

事例ではないかと思われる。電子掲示板の投稿を取捨選択し、並び替えて見やすく表示しただけでは、編集行為ではあっても、解析行為とはいえないため、その適用を否定した結論は妥当だろう。そもそも、同項柱書には「当該行為を政令で定める基準に従って行う者に限る」との要件が付されているところ、本件では著作権法施行令第7条の4第1項3号及び著作権法施行規則4条の5が定める基準に従って行われていたことの主張立証を欠いている。

【10】福岡地裁令和3年12月9日判決（損害賠償等請求事件）

〔事案の概要〕

複雑な事件であるが、著作権侵害に関する部分だけを簡略化して取り上げる。原告X社は健康関連商品の販売事業等を営んでおり、原告商品の広告宣伝に際し、原告チラシを使用している。原告チラシはXが被告Y社に制作委託したものであった。

Yも化粧品等の通信販売を行っており、被告商品の宣伝広告に際し、被告チラシを使用している。Xは、被告チラシは原告チラシをベースに修正を施して作成されたものであり、Xが原告チラシについて有する翻案権及び同一性保持権の侵害に当たると主張して、Yに対し、損害賠償と被告チラシの使用差止を請求した。

〔判旨〕 請求棄却

裁判所は、通信販売で取引される健康関連商品のチラシにおいて、商品情報や写真、コメント等を記載することは、対面での営業行為等がなくとも消費者の購買意欲を高めるためのありふれた手法に過ぎず、その配置等に表現者の個性が表れているともうかがわれないことからすると、原告チラシに著作物としての創作性があるとするには疑問があると判示しつつ、仮に著作物性が認められるとしても、原告チラシの作成を発注し費用を負担したに過ぎないXが著作者に当たるとは認められないとして、Xの請求を棄却した。

これに対しXが控訴したが、福岡高裁（令和6年3月22日判決）は控訴を棄却した（確定）。

〔コメント〕

商品チラシについて編集著作物としての創作性が否定的に解された事例と位置付けることが一応できる。もっとも、上記では記載を省略した複雑な経緯がX・Y間に存在しており、複数の請求原因の中の一つとして著作権侵害も主張されているに過ぎないという事案であることには留意が必要である。

〔11〕横浜地裁令和3年12月15日判決（損害賠償請求事件）

〔事案の概要〕

原告Xは労働問題に関する書籍の執筆等を行う者である。Xは関東地方の特定地域に在住する沖縄出身者にヒアリング調査を行い、彼らの労働史に関する文書（原告各文書）を作成した。これは後に通史としてまとめるつもりで作成したものであるが、現時点では公開されていない。

被告Y1社は出版社、被告Y2はその代表取締役である。Y1は、当該地域の沖縄県人会の百年史に係る書籍（被告書籍）を出版した。Xは、被告書籍には原告各文書を流用した記述が含まれるとして、著作権及び著作者人格権の侵害を主張し、損害賠償を請求した。

本件の主たる争点は原告各文書の著作者性である。原告各文書は当該地域の沖縄出身者複数名に対してヒアリング調査を行った内容に基づいて作成されたものであり、Xが創作した著作物といえるのかが争われた。

〔判旨〕請求一部認容

裁判所は、原告各文書は、ヒアリング対象者の人生と巨視的な史実との関係に注意しながらXが記載順序を整えたり、客観的な時代背景等の説明を盛り込んだりして文書化したものであり、沖縄出身者のライフヒストリーを重ねながら地域コミュニティの歴史を浮き彫りにするというXの問題意識に沿った内容であって、単なる口述の書き起こしではないこと、対象者の体験した事実や認識を内容とするものであるとはいえ、どのような事項を取り上げてどのような順序や分量でどのように表現するかについては様々な選択肢があり、その具体的な表現にはXの個性が表れているといえること、対象者は文書内容の加筆修正を行っていないことなどから、Xの単独著作に係る著作物であると認めた。

そのうえで、被告書籍には原告各文書と創作的表現を共通にする部分があるとし、その部分につき著作権（複製権、翻案権、28条を介した譲渡権）及び著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）の侵害を肯定した（なおYらは被告書籍の制作過程で沖縄県人会から原告各文書を資料として提供されており、このことから依拠も認められた）。

著作権侵害の損害額について、Xが著作権法114条2項に基づく算定を主張したのに対し、Yらは原告各文書が公刊されていないことから同項の適用の前提を欠くと反論した。裁判所は、同項を適用するためには著作権者が侵害者と同様の方法で著作物を利用して利益を得られる蓋然性があることが必要だとしつつ、Xには過去に出版経験があり、原告各文書も通史をまとめるつもりで作成していたものであるから、同項を適用することができるとした（控訴後和解）。

〔コメント〕

ヒアリング調査に基づいて作成された文書が、ヒアリング実施者による単独の著作物と認められた事例である。SMAP インタビュー事件（東京地判平成10年10月29日知的裁集30巻4号812頁）を想起させる。将来刊行する予定で準備を進めている未公刊原稿について114条2項の適用が認められた点も重要である。

【12】福岡地裁令和3年12月17日判決（損害賠償請求事件）

〔事案の概要〕

原告Xは映像制作等を業として行う者である。訴外A社は株式投資に関する情報を教授する会員制の株式スクール（本件スクール）を運営していた。本件スクールにおいて提供される講義の内容や講師はAが決定していた。AはXに対して、講義の撮影、動画編集及び講義動画を収録したDVDの製作を委託した。Xはこの委託に基づいてDVD（本件DVD）を制作した。

本件DVDには本件スクールの講義内容が収録されており、講師のほかパワーポイントを投影したスクリーン又は壁が映っている。カメラは撮影位置や角度等が変わることなく固定され、講師の声が入っているが、音楽等が流れることはない。DVDにはチャプター分けが施され、休憩時

間に対応する部分の映像は削除されているものの、時間の経過に反して講義内容を切り貼りして編集した箇所や、使用されるパワーポイントについて変更が加えられた箇所は存在しない。

被告YはAの元従業員であり、本件スクールで講師として講義を担当していた。Xは、YがXに無断で本件DVDの内容を公衆送信したと主張して、損害賠償を請求した。本件の主要な争点は、本件DVDに記録された動画が著作物といえるか並びにXがその著作者及び映画製作者といえるかである。

〔判旨〕請求棄却

裁判所は、本件DVDの内容は講師の知見がパワーポイント等の図表を用いつつ講師それぞれの言葉遣いやジェスチャーなどをもって表現されたものであって、その内容は本件スクールの会員とならなければ受講することのできないものであったことなどに照らして、その講義内容を動きのある映像としてDVDに固定した動画は創作性のある映画の著作物に当たると判断した。

しかしXは講義の内容を決定する過程には関与しておらず、また動画編集の際にXがなし得る編集作業は限定的であって、DVD「において表現された思想又は感情の表現というべき講義内容に対する修正や、使用されるパワーポイント等の変更をする権限が与えられていたということとはでき」ない。撮影された未編集映像の内容は「いわゆる定点カメラで撮影されたものと同じであって撮影行為それ自体において、撮影対象の選択や構図等に特段の創作的工夫が施されたとみることはできない」し、Xが行った「編集はチャプター分け及び休憩時間の削除などの限定的な編集作業に限られ、その画像に新たな創作的部分が付加されたということとはでき」ない。裁判所は以上のように述べて、Xは映画の著作物の著作者(著作権法16条)には当たらないし、映画製作者はXではなくAであるとして、Xの請求を棄却した。

これに対しXが控訴したが、福岡高裁(令和4年7月14日判決)は原判決を引用して控訴を棄却した。最高裁(令和4年12月15日決定)もXの上告受理申立てを不受理とした(確定)。

〔コメント〕

株式スクールにおける講義内容を撮影した映像に簡単な編集を施した原告は、映画の著作物の著作者にも映画製作者にも該当しないと判断された事例である。裁判所は、本件 DVD に記録された動画の内容は定点カメラで撮影されたものと同じで、撮影対象の選択や構図等に特段の創作的工夫が施されたとはできないと評価しているが、そうであるならば、そもそも映画の著作物に該当しないのではないかという疑問が残る。裁判所は DVD 「において表現された思想又は感情の表現というべき講義内容」と判示しているが、それはあくまでも撮影対象事物自体の創作性であって、それを記録した映像の創作性とは分けて考えるべきだとの批判があり得よう（写真の被写体に関するいわゆる撮影手法説の立場）。定点カメラで撮影された記録映像について、二次的著作物としての創作性を否定した東京地判令和3年4月23日裁判所 Web(令和2年(ワ)第5914号)と対比して検討されるべき判決である。

【13】京都地裁令和3年12月21日判決(損害賠償請求事件)

広く報道され、裁判所ウェブサイトにも掲載された著名な事件であるため、簡単な紹介にとどめる。

原告Xと被告Yはともに、編み物に関する動画を YouTube に投稿していた。Yは、Xが投稿した動画がYの動画の著作権を侵害するとして YouTube に著作権侵害通知を提出した。しかし両動画は単に編み方が類似するに過ぎず、その説明方法などは異なるため、著作権を侵害しないものであった。Xは、Yによる著作権侵害通知の濫用によって動画が削除され、精神的損害及び経済的損害(広告収入の逸失利益)を被ったとして、Yに対し、損害賠償を請求した。

裁判所は、Yの重過失を認め、精神的損害及び経済的損害の両方についてXの請求を一部認容した。その後Yが控訴、Xが附帯控訴したところ、控訴審(大阪高判令和4年10月14日判タ1518号131頁)はXの附帯控訴に基づき精神的損害の慰謝料額を増額した。

オンラインプラットフォームに対する削除通知の濫用をめぐる事例は近年増えつつあるが、本件はその初期のものである。YouTubeに動画を投稿することについて人格的な利益があることを認めた(控訴審判決はさら

に踏み込んで、「作成した動画を YouTube に投稿する自由は、投稿者の表現の自由という人格的利益に関わる」と述べている)点で重要な意義を有する判決である。

【14】さいたま地裁令和3年12月22日判決(損害賠償請求事件)

〔事案の概要〕

原告X社は次亜塩素酸水及びその噴霧装置の販売等を業としており、AはXの代表取締役である。被告Yは化学物理を専門とする研究者である。訴外ニュースメディアはYにインタビューを行い、次亜塩素酸水の危険性についてYが語る本件インタビュー記事をウェブサイトに掲載した。

Aは、本件インタビュー記事中のYの発言はXの営業の妨害に当たると考え、「X代表取締役A」の名義で、これに抗議する内容のメールをYに宛てて送付した。AとYとのその後のやり取りの中で、さらに3通のメールがYに送られた。Yは自己が運営するウェブサイトにおいて、これら4通のメール(本件各メール)を引用してYの見解を表明する本件記事を掲載した。

そこでXが、Yが本件記事中に本件各メールを掲載したことはXが本件各メールについて有する著作権及び著作者人格権の侵害に当たると主張して、本件記事中のメール引用部分の削除と慰謝料の支払いを請求した。本件の主たる争点は、本件各メールの著作者が誰か(XかAか)である。

〔判旨〕請求棄却

裁判所は、著作者となるのは当該著作物の創作活動を実際に行った自然人であることが原則であるとしたうえで、職務著作(著作権法15条1項)の成否について検討した。

そして同項にいう「職務上」とは、「法人の業務に従事する者の職務上の義務遂行として通常予期される業務について、自らに与えられた業務として著作物を作成することを意味し、職務を遂行する過程において職務との関連で作成したものは含まれない」との解釈を示し、本件各メールには「私」としてA個人の能力や属性を内容とする記載が含まれてい

ることから、「Aが本件各メールを作成したことが、Xの業務に従事する者の職務上の義務の遂行として行われたものであると認めることは困難である」と結論付けてXの請求を棄却した。

なお裁判所は本件各メールの著作物性についても判断し、次亜塩素酸水の噴霧の有効性を示す実例や研究成果があることを述べ、YがXの営業を妨害しているとしてその訂正を求め、これに応じないと提訴する旨を予告するといった内容を記載した文面について、「業務上の事務連絡に類するもの」であり、著作物性を有しないとも判示している（確定）。

〔コメント〕

X社は従業員数名の小規模な会社のようにあり、法人としてのXの活動とその代表取締役であるA個人の活動とが、Aの認識において明確に区別されていなかったことがうかがえる。裁判所は本件各メールを送ることはAの「職務上の義務遂行として通常予期される業務」ではないとして職務著作の成立を否定しているが、このような小規模な会社において、会社の営業が第三者によって妨害されているとしてその者に対して抗議文書を送るという業務の必要性が生じた場合には、その業務は代表取締役が行うことが通常予期されていると考えることも可能であるように思われる。

（4）商標法に関する事件（6件）

次に商標法に関する事件を判決年月日順に紹介する。

【15】千葉地裁令和3年4月23日判決（商標権侵害差止等請求事件（知財）（本訴）、損害賠償請求事件（反訴））

商用データベースに掲載されている判決であり（LEX/DB25569623）、簡単な紹介にとどめる。

本訴は、「千葉市調理師会」の文字を標準文字で表してなる商標の商標権者である原告らが、これと同一の「千葉市調理師会」の標章を使用している被告に対し、不正競争防止法3条1項及び2項並びに商標法36条1項及び2項に基づき、その使用の差止めや侵害行為組成物の廃棄等を請求する事案である。反訴は、被告（反訴原告）が原告ら（反诉被告ら）に對

し、原告らが不当な目的で商標登録を受けて被告に警告書を送付したことや、ウェブサイト上で被告の社会的信用を低下させる記事を掲出したことなどが不法行為に当たるとして、損害賠償を請求する事案である。

もともと千葉市調理師会という名称の任意団体が原告法人に参加してその支部として活動していたところ、被告が平成 18 年に原告法人から独立したという経緯がある。原告らは被告の独立後に商標登録出願をして商標権の設定登録を受けた。

裁判所は被告による被告標章の使用につき先使用权(商標法 32 条 1 項)の成立及び不正競争防止法 19 条 1 項 3 号(当時。現 4 号)の適用除外が認められるとして本訴請求を棄却した。反訴については、被告が商標権を侵害している旨の事実を摘示した記事を原告がウェブサイト上に掲出したことについて、真実(先使用权を有するため侵害に当たらない)に反し、被告の信用を毀損する行為に当たるとして、損害賠償請求を一部認容した。

団体の内部分裂に伴って、それまで使用されてきた商標をどちらが利用できるかが問題となった事件である。原告の商標権と被告の先使用权とが併存する結果となった。なお本件訴訟に先立って、被告関係者は原告商標権について公序良俗違反(商標法 4 条 1 項 7 号)を理由に無効審判請求をしたが、特許庁は不成立審決をしている(無効 2010-890056)。

【16】 那覇地裁令和 3 年 5 月 26 日判決(商標権移転登録申請手続等及び機械等返還請求事件)

〔事案の概要〕

原告 X2 社は菓子類を製造販売する会社であり、その代表取締役 A は原告 X1 の配偶者である。X1 は X2 の取締役であり、X2 が製造販売する菓子類に付される商標(本件各商標)に係る複数の商標権(本件各商標権)を保有していた。

被告 Y1 は A・X1 夫婦の養子であり、X2 の工場長として菓子類の製造に携わってきた。Y1 は A の助言を受けて、菓子類の製造販売を目的とする被告 Y2 社を設立した。Y2 は X2 から業務を引き継ぐ形で菓子類の製造販売を開始し、その売上は平成 28 年 12 月までは X2 に、平成 29 年以降は Y2 に帰属するようになった。

平成28年12月、本件各商標権をX1からY1に譲渡（贈与）する旨の本件譲渡証書が作成された。本件譲渡証書にはX1の印鑑の印影がある。Y1は本件譲渡証書を添付して、特許庁に対して本件各商標権に係る商標権移転登録申請を行い、特許庁は移転登録を行った。その費用はY1が負担した。

X1は、本件譲渡証書は偽造されたものであり、本件各商標権をY1に贈与していないと主張して、Y1に対し、本件各商標権について、真正な登録名義の回復を原因とする商標権移転登録申請手続きをすることを求めるとともに、Y2に対し、本件各商標を付した包装紙を使用して菓子類を販売することが商標権侵害に当たるとしてその差止めを求めて提訴した（X2からY1に対する、菓子類を製造するための機械について賃貸借契約の終了を理由とする返還請求も併合されているが、省略する）。

本件の主要な争点は、X1からY1に本件各商標権が贈与されたか否かである。

〔判旨〕請求棄却

裁判所は、本件譲渡証書にX1の押印がある以上、特段の事情がない限りX1の意思によるものと推定される（民事訴訟法228条4号）ことを前提に、特段の事情の有無を検討した。そして、過去にX1が将来的にはY1に商標権を譲渡するつもりであると話していたことがあること、X2の事業をY2が引き継いでいること、X1の印鑑をY1は自由に使えないこと、移転登録申請書にも同じ印影があること、移転登録後2年間にわたってY2が本件各商標を使用していることに対してX1は抗議していないことなどの事情から、本件譲渡証書はX1の意思によるものであると判断された（機械の返還請求の限度で認容した原判決に対してY1のみが控訴したが、控訴棄却で確定）。

〔コメント〕

家族経営の小規模な菓子製造業における商標権の帰属をめぐる紛争である。いわゆる「二段の推定」の一段目の推定が覆滅されなかった一事例としての意義を有する。

類似の事案として、東京地判平成18年3月17日裁判所Web（平成16年

(ワ)第 24617 号)及び知財高判平成 18 年 8 月 9 日裁判所 Web(平成 18 年(ネ)第 10033 号)があり、この事件では家族間において印鑑の冒用が認められ、商標権の移転登録抹消登録手続請求が認容されている。本件と比較すると、印鑑の管理状況、背景に武道の宗家の承継問題があること、移転登録に気付いて直ちに抗議の内容証明郵便を送付していることなどの点で事実関係が異なっている。

【17】京都地裁令和 3 年 6 月 22 日判決(損害賠償請求事件)

〔事案の概要〕

原告 X 社は、上段に「ジェネレ」の文字、下段に「générer」の欧文字を二段書きにしてなる商標(原告商標)につき商標権を有している(商標登録第 4538139 号。指定商品は 3 類「せっけん類、化粧品」)。

被告 Y 社は「AXIS generative cream」との標章(被告標章)を付した化粧品(被告製品)を販売していた。その使用態様は、「AXIS」の部分のフォントサイズが大きく、その下に「generative/cream」を二段書きするものであった。

X は、Y による被告標章の使用が原告商標の商標権を侵害すると主張して、被告製品の販売差止及び損害賠償を請求した。本件の主たる争点は、原告商標と被告標章との類否である。X は、被告標章の要部は「generative」であり、「générer」と類似すると主張した。

〔判旨〕請求棄却

裁判所は 3 件の最高裁判決(最判昭和 43 年 2 月 27 日民集 22 巻 2 号 399 頁〔氷山印〕、最判平成 20 年 9 月 8 日判時 2021 号 92 頁〔つつみのおひなっこや〕及び最判昭和 38 年 12 月 5 日民集 17 巻 12 号 1621 頁〔リラタカラヅカ〕)を参照したうえで、被告標章において「AXIS」が他と異なり全て大文字で大きいポイントの文字で表示されているところ、これはシリーズ名ないしブランド名であり、商品内容の性状を直接に表すものではないことから、それ自体として出所識別機能を有する一方、「generative」には「生成的な」という意味があることから、商品の品質などを抽象的に表したり商品名を装飾するものと考えられるうえ、「cream」を形容する形で表記されており、独立して使用されているとは認められないと述

べた。

以上を踏まえて裁判所は、「Xは『generative』が要部であると主張するが、同部分が出所を識別する構成部分として取引者に強い印象を与えるとは認められないし、構成部分として『AXIS』のほうがより大きな出所識別機能を有していることは、上記認定説示に照らし明らかというべきである。また、『AXIS』ではなく、『generative』によって簡略な称呼、観念が生じるとの事情も認められない」と判示し、仮に被告標章に要部があるとしてもそれは「AXIS」だと認め、被告標章と原告商標とは、外観、称呼、観念のいずれにおいても類似するとは認められないとして請求を棄却した(確定)。

〔コメント〕

結合商標の類否判断が問題となった一事例である。裁判所は分離観察の可否に関する一般論は特に述べていないが、相対的に大きなフォントサイズで書かれた「AXIS」部分が、つつみのおひなっこや事件最高裁判決のいう「その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合」に該当すると判断されたものと理解することができる。ただし裁判所は「仮に被告標章に要部があるとしても」という慎重な言い回しをしており、被告標章全体と原告商標との類否を検討したとしても類似性が認められない旨もあわせて判示している。

【18】名古屋地裁令和3年9月16日判決(商標権侵害行為差止等請求事件)

〔事案の概要〕

原告Xは「ロボット派遣」の文字を標準文字で表してなる商標(原告商標)につき商標権を有している(商標登録第6193890号。指定役務は42類「電子計算機用プログラムの提供」等)。

被告Y社は基盤ソフトウェアの開発等を事業内容とする会社であり、「業務代行 RPA ロボット 派遣サービス」との標章(被告標章)を用いて、RPA(Robotic Process Automation)ソフトウェアについて8種類の中から顧客の業務に合わせて選定・チューニングして提供する事業を行う旨をプレスリリースで告知した。

Xは、Yによる被告標章の使用が商標権侵害に当たると主張して、使用差止及び損害賠償を請求した。本件の主たる争点は原告商標と被告標章の類否である。

〔判旨〕 請求棄却

1. 商標の類否の判断基準について

裁判所は、3件の最高裁判決(最判昭和38年12月5日民集17巻12号1621頁〔リラタカラヅカ〕、最判平成5年9月10日民集47巻7号5009頁〔SEIKO EYE〕及び最判平成20年9月8日判時2021号92頁〔つつみのおひなっこや〕)を参照しつつ、結合商標の類否判断について次のような一般論を示した。

「複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められる場合において、その構成部分の一部を抽出し、この部分のみを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、原則として許されない。他方、商標の構成部分の一部が取引者・需要者に対して商標又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼・観念が生じないと認められる場合などには、商標の構成部分の一部のみを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも、許されるものといえることができる」。

2. 原告商標と被告標章の類否について

上記基準に照らして被告標章のうち「ロボット 派遣」部分を分離できるかについては、次のように判示してこれを否定した。

「被告標章が『業務代行 RPA ロボット』と『派遣サービス』の二つの固まりに区分されることは、文字の配置から一見して明らかであり、かつ、各固まりを構成する文字は、構成箇所ごとにすべて同一の字体、大きさ、色で表示され、一つにまとまった印象を与えるから、各固まりの中から『ロボット』と『派遣』という1語ずつを抽出・分離した上、これらを一体として観察することは、取引上不自然である」。そして「ロボット派遣」の部分は、提供する役務を記述的に説明する語として用いられてい

るに過ぎず、被告標章のうち「ロボット 派遣」の部分が強く支配的な印象を与えるものではない。

したがって分離観察はできず、全体観察によって対比を行うべきところ、外観、称呼、観念ともに非類似であり、取引の実情を踏まえても出所混同のおそれはなく、類似商標に当たらないと結論付けてXの請求を棄却した。

これに対しXが控訴したが、名古屋高裁(令和4年3月18日判決)も原判決と同様、分離することは取引上不自然であるとして控訴を棄却した(確定)。

〔コメント〕

「業務代行 RPA ロボット 派遣サービス」との一連の文字列からなる被告標章のうち「ロボット 派遣」部分を分離することは取引上不自然であると判断された事例である。結合商標の類否判断について判示した複数の最高裁判決の理解をめぐっては、区別説や例示説などの見解が見られるところ、本判決(及びそれを是認した控訴審判決)は区別説の立場をとったものと理解できる。構成部分を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合している場合の一事例を示す判決としての意義がある。

【19】 静岡地裁令和3年10月27日判決(商標権侵害排除請求事件)

〔事案の概要〕

原告X社は不動産賃貸仲介サービスやそのフランチャイズ事業等を業とする会社であり、原告商標につき指定役務を36類「建物の貸借の代理又は媒介」等とする商標権を有している。被告Y社はXとの間で加盟契約(本件加盟契約)を締結していたフランチャイジーであり、複数の営業店舗で不動産の賃貸、売買及びそれらの仲介業を行っていた。

XはYに対し、令和元年6月に本件加盟契約の解除を通知した。Yはこの解除の有効性を争い、Xを相手方として地位保全の仮処分を申し立てるとともに、同年8月以降、上記営業店舗とは異なる建物(本件建物)の壁面ないしガラス戸の複数箇所に原告商標と類似する被告標章を付し

て掲示・展示している(原告商標と被告標章が類似することについて争いはない)。

Xは、本件建物における被告標章の使用の差止めと抹消・撤去を請求した。これに対しYは、本件建物は不動産賃貸仲介業を行う営業店舗ではなく、人事・総務等の統括業務を行う営業本部の事務所に過ぎないから、原告商標権の指定役務は行っていないと反論した。Xが、仮にYの主張のとおり営業店舗ではないと認定されるのであれば指定役務に含まれるとして商標権の侵害を主張するものではないと述べたことから、本件建物が営業店舗か統括業務を行う事務所かという事実認定が主たる争点となった。

〔判旨〕 請求棄却

裁判所は、本件建物は宅地建物取引業を行う事務所として登録されておらず、営業店舗とは異なり接客用のカウンターテーブルや地図・物件台帳等が設置されていないことなどから、営業店舗ではなく営業店舗の統括業務を行う事務所であると判断した。したがって、原告商標の指定役務に含まれる役務を提供していないとして請求を棄却した。

また、Yの上記申立てに基づき加盟店の権利を有する地位にあることを仮に定める仮処分命令が発令されていることも踏まえて、仮に、本件建物で指定役務の一部を提供していると評価され、又は外観、取引の実情等から出所の誤認混同を生じるおそれがあるとしても、少なくとも本件加盟契約に付随する使用としてXによる黙示の通常使用権の許諾があったものというべきであるとも判示した(控訴後和解)。

〔コメント〕

被告標章を付している建物が、原告商標権の指定役務に含まれる役務を提供する営業店舗なのか、それに含まれない統括業務事務所なのかという事実認定が争われた事例である。紛争の背後には、XY間の加盟契約の解除の有効性という問題が伏在しているようであるが、そのこと自体は本件訴訟の争点とはなっていない。

【20】 山口地裁下関支部令和3年12月20日判決（損害賠償請求事件）

〔事案の概要〕

原告X社は建物内外装の改修工事等の請負業務や塗料等の販売業務等を目的とする会社であり、Xとの間で加盟店契約をした外装塗装施工会社に対し、甲（仮名）というブランドの塗料等を販売するとともに、事業運営のノウハウ提供等を行っている。Xは甲の文字商標及び図形商標（本件各商標）につき、指定役務を37類「建設工事」等とする商標権を有している。

Xは甲ブランドの塗料について詳細に説明する内容のパンフレットを作成し、その表紙等に本件各商標を付したうえで、加盟店に供与していた。同パンフレットの裏表紙には、塗料の発売元がXである旨及びXの連絡先などが印字されているほか、右下には、各加盟店がそれぞれの社名を押印するためのスペースが空けられている。Xはまた、甲ブランドの塗料の外装塗装工事等の受注契約の際に用いる契約書書式を作成し、そこにも本件各商標を付して、加盟店に供与していた。Xはこれらを加盟店に限って使用許諾していた。

被告Y2社はXとの間で加盟店契約を締結し、複数の甲ブランドの店舗を運営して、外装塗装工事等を行っている。Y2はXから上記のパンフレット及び契約書書式を供与されていた。

被告Y1社はXとは加盟店契約を締結しておらず、Y2から塗料、パンフレット及び契約書書式の横流しを受けていた。Y1はパンフレット裏表紙のスペースにY1の社印を押印し、顧客にこれを示して甲ブランドの塗料を用いた外装塗装工事を勧誘・受注していた（顧客との契約に際しては上記契約書書式が用いられた）。Y1は顧客から塗装工事を受注すると、Y2を通じてXに塗料を発注し、Y2から受領した塗料を下請け業者に渡して工事を行わせていた。

これに気付いたXは、Y2との間の加盟店契約を解除したうえ、Y2がパンフレットや契約書書式をY1に提供し、Y1が営業に用いたことが、不正競争防止法2条1項1号の不正競争又は本件各商標に係る商標権侵害の共同不法行為に当たる等と主張して、損害賠償を請求した。

これに対しYらは、甲ブランドの周知性を争うとともに、Xが本件各商標を付した正規のパンフレット等をそのまま使用しているだけで、商

標法2条3項8号にいう「商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示」等しているわけではない（「標章を付した」のはXであってYらではない）と反論した。本件の主たる争点は同号の解釈である。

〔判旨（第一審）〕 請求棄却

地方裁判所は、甲ブランドの周知性を否定したうえで、商標権侵害についても次のように判示して、Xの請求を棄却した。

「商標法2条3項8号における商標の使用は、商品又は役務に関する取引書類に標章を付して展示、頒布等する行為と定められている。」「Y1は、本件各商標が付されたパンフレットや契約書書式を用いて営業を行っているが、Y2から入手した正規のものをそのまま使用しているだけである。Y1が、本件各商標を自らの取引書類や広告に付して展示、頒布等したものではない」。よってパンフレット及び契約書書式の使用は商標法2条3項8号にいう使用には当たらず、商標権を侵害しない。

これに対しXが控訴。なおY2については控訴審係属中に破産手続開始決定がされて弁論が分離されたことから、Y1のみが被控訴人となっている。

〔判旨（控訴審）〕 原判決変更（請求一部認容）

高等裁判所（広島高裁令和6年3月14日判決）も不正競争には該当しないとしつつ、商標権侵害については、Y1の提供する外壁塗装工事等が本件各商標に係る商標権の指定役務である「建設工事」に含まれる、又は類似すると判断したうえで、Y1による「使用」の有無について次のように判示して原判決を変更した。

Y1の社印が押印されたパンフレット等を示された顧客は、Y1がX（甲ブランド）の加盟店であると認識するおそれがあり、「上記のような本件各商標が付されたパンフレットや契約書書式を営業に用いることは、Y1がXの加盟店であると表示したものとして、商標法2条3項8号の商品若しくは役務に関する広告若しくは取引書類に標章を付して展示し、又は頒布する行為として同項の『使用』に当たり、商標法37条1号により商標権侵害行為とみなされるというべきである。」

「標章を付された物を展示又は頒布する場合に、標章を付した者が誰であるかによって、商標を使用する者の業務上の信用が害されるか否かという点において異なるところはなく、また、Y1は、上記パンフレットや契約書に自社の表示をすることによってY1がXの加盟店であるようなパンフレットや契約書を作成していることからすれば、このようにして作成されたパンフレットや契約書を使用する場合も、同項8号の『標章を付して展示又は頒布した』に当たるといふべきである（確定）。

〔コメント〕

商標権者自身が商標を付した正規のパンフレットを入手した無関係の者が、そこに自社の社印を押印したうえで顧客に展示等した行為が商標法2条3項8号の「使用」に当たることが問題となり、第一審と控訴審とでその解釈が分かれた事案である。

確かに同号は「商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示」等する行為を「使用」と定めており、展示等する者が標章を付すことを求めているようにも読める（第一審判決の理解）。しかし、Xが加盟店にのみ甲ブランドの塗料を使用許諾し、おそらく塗料の塗り方の指導等を通じて指定役務につき品質管理をしていたであろうことに鑑みれば、控訴審判決が述べるとおり、誰が標章を付したかは重要ではないとも考えられよう。

（5）意匠法に関する事件（1件）

最後に意匠法に関する事件を紹介する。

【21】神戸地裁令和3年3月12日判決（意匠権侵害差止等請求事件）

〔事案の概要〕

原告X社の代表者Aは、スタンド式ミスト発生機の意匠権（本件意匠権）の意匠権者である。Xはその独占排他的実施権者であり、スタンド式ミスト発生機（原告製品）の製造・輸入・販売を行っている。

Xは、被告Y社が製造・輸入・販売するスタンド式ミスト発生機（被告製品）につき、その販売等が本件意匠権の侵害に当たるとして、Yに対し、被告製品の販売等の差止めと損害賠償を請求した。

実は原告製品も被告製品も、同一の台湾のメーカーが製造したものである。同メーカーの第 2 代製品を見たAが、これに水圧で自動で伸縮する機能を加えてほしいとメールで伝えたことで製作された第 3 代製品が原告製品である。Aはその図面に基づき日本で意匠登録出願を行った。その後、同メーカーにおいて改良を加えた第4代製品が被告製品である。

本件の争点の 1 つは両製品の意匠の類否であり、裁判所は類似すると判断した。その判断内容は、本件訴訟と並行して特許庁で行われた判定請求事件における特許庁の判断(判定 2020-600038)とほぼ同様であるため、ここでは省略する。

本件のもう 1 つの争点は、新規性欠如又は冒認出願を理由とする無効の抗弁(意匠法 41 条により準用される特許法 104 条の 3 第 1 項)の成否である。

〔判旨〕 請求棄却

裁判所は、本件意匠と要部が共通する第 2 代製品が出願前に公然知られていたことから新規性を欠くとし、また、台湾のメーカーにメールで要望を伝えたAが本件意匠の形態の創作や作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形態の形成に参画したとはいえず、同メーカーの代表者がAの意匠登録出願を了解していなかったと述べていることも踏まえて、無効理由が認められるとした(控訴後和解)。

〔コメント〕

意匠権侵害訴訟において新規性欠如又は冒認出願を理由とする無効の抗弁が認められた事例である。

3. おわりに

未公開判決の中に法的に重要な判断をしたものが埋もれているのではないかと、との問題意識からはじめた本研究であるが、令和 3 年の知財判決を対象とした本稿の調査でも、いくつかの重要な判決の存在を知ることができた。

とりわけ、昨今注目を集めている著作権法 47 条の 5 第 1 項 2 号の「情

報解析」の規定の適用の有無が争われたおそらく最初の事案ではないかと思われる【9】番や、映像に録画されている講義内容の創作性を根拠に映画の著作物性を認めた【12】番、商標権者が作成した正規のパンフレットを入手した者が、その裏表紙に自社の社印を押印したうえで展示等した行為が商標法2条3項8号にいう使用に当たるかにつき第一審と控訴審とで判断が分かれた【20】番などは、公開されて批判的な検討の俎上に載せられることで学界の議論のさらなる発展の契機ともなり得る判決であるように思われた。

ところで本稿執筆中の令和7年5月23日、「民事裁判情報の活用の促進に関する法律」（令和7年法律第49号）が成立した。同法の施行後は、法務大臣の指定を受けた法人によって仮名加工民事裁判情報の提供が行われることになる。これまでそのほとんどが未公開とされてきた、年間約20万件¹⁰ともいわれる民事裁判情報につき、積極的な公開がなされることが期待される（ただし未公開判決を過去に遡って公開することは予定されていないようであるから、筆者の本研究もあと数年分は続きそうである）。

[付記] 本研究はJSPS科研費24K04681の助成を受けたものである。

¹⁰ 「民事判決情報データベース化検討会報告書」（令和6年7月29日）7頁。